

日本知的財産仲裁センター利用のすすめ ―調停、仲裁、センター判定、相談―

虎門中央法律事務所
(商工研相談業務委嘱先)
弁護士

浜本 匠

Q 当社が保有する特許に係る権利を侵害していると思われる製品を、他の会社が製造・販売しています。同製品の製造・販売を中止させようとして、その会社宛てに内容証明郵便により警告書を発信しましたが、効果がありません。訴訟を提起することと検討していますが、多額の費用と時間がかかると聞き、困っています。

A 1. 知的財産に関する紛争等の一般的な解決方法

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、不正競争防止法上の不正競争行為(形態模倣行為、営業秘密の侵害行為等)に係る紛争等が生じた場合、最初は、警告書を発信するなど交渉によって解決を試みるのが通常ですが、交渉がうまくいくとは限りません。

最終的には訴訟という手段がありますが、判決を得ても被告が判決に素直に従ってくれるとは限りませんし、訴訟によって得られる利益(損害賠償金等)が、訴訟に要する費用や労力、時間に見合わないことも少なくありません。

そこで本稿では、民間の裁判外紛争解決(ADR)機関の一つである日本知的財産仲裁センター(<https://www.jp-adr.gr.jp/>)の体制を紹介した上で、日本知的財産仲裁センターにおける調停、仲裁、センター判定、相談業務について解説します。

2. 日本知的財産仲裁センターの体制

日本知的財産仲裁センターは、東京に本部を、大阪および名古屋に支部を、札幌、仙台、広島、高松および福岡に支所を有し、いずれにおいても、調停、仲裁、センター判定の手続きや知的財

産に関する相談を行うことができます。仲裁手続きにおいて当事者双方の合意がある場合、および調停手続きにおいては、テレビ会議、ウェブ会議等による期日の開催が可能になることもあります。

また、日本知的財産仲裁センターの調停人、仲裁人、センター判定人の候補者は、知的財産に係る業務に精通した弁護士(知財高裁や東京地裁・大阪地裁の知的財産権部での勤務経験を有する元裁判官を含む)、弁理士、学識経験者です。

3. 同センターにおける調停

冒頭の事案では、特許権侵害を主張して、日本知的財産仲裁センターに調停を申し立て、調停人を介して話し合いによる解決を目指すことが考えられます。本件のような知的財産権の侵害に係る紛争に限らず、例えば、共同開発を行った複数の企業の

うちいずれに特許権を帰属させるべきかを決めるとか、企業間で締結する知的財産に係るライセンス契約の条件を決めるといったケースなど、知的財産に関する紛争であれば基本的に日本知的財産仲裁センターの調停の対象です。

この調停は第1回の期日から6カ月以内、3回以内の期日で終了することが目標とされています。また、費用は、原則として、調停申し立てに必要な申立手数料が4万5000円(税別)、金額について、以下同じ)、期日が1回開催されるごとの期日手数料が4万5000円、調停手続きにおいて当事者間で合意に至り和解契約書が作成される際に発生する和解契約書作成・立会手数料が13万5000円です。このように比較的早期かつ低廉に紛争解決を目指すことができますから、当事者にとつてメリットが大きいといえます。

注意点として、この調停において合意が成立した場合には右記のとおり和解契約書が作成されますが、裁判上の調停とは異なり、同和解契約書には執行力はないため、もし不履行がなされても、この和解契約書をもつて強制執行を申し立てることはできません。

4. 同センターにおける仲裁

調停は知的財産権を侵害されたなどと主張して一方的に申し立てることができるのに対し、仲裁手続きを利用するためには、相手方との間でその旨の合意（仲裁合意）が必要です。

日本知的財産仲裁センターの仲裁も、調停と同様、第1回の期日から6カ月以内、3回以内の期日で終了することが目標とされています。費用は、原則として、仲裁申し立てに必要な申立手数料が10万円、期日が1回開催されることの期日手数料が1回当たり10万円、仲裁判断がなされる際に発生する仲裁判断書作成手数料が20万円です。仲裁も、調停同様に、比較的早期かつ低廉に紛争解決を目指すこ

とができます。そして調停と異なり、仲裁人による仲裁判断は確定判決と同じ効力を有するため（仲裁法第45条1項）、もし不履行がなされた場合には、裁判所による執行決定を得た上で（同法第45条1項ただし書き、第46条）、調停と異なり、仲裁判断書をもって強制執行を申し立てることができます。

5. 同センターにおけるセンター判定

日本知的財産仲裁センターは、センター判定というサービスを提供しています。これは、以下の①～④について、当事者と利害関係のない判定人が中立的な立場から判断するものです。

- ① 特定の物・方法が、特許発明や登録実用新案の技術的範囲に属するか否か
- ② 特定の意匠が、登録意匠およびこれに類似する意匠の範囲に属するか否か
- ③ 特定の標章が、商標権または防護標章登録に基づく権利の効力の範囲に属するか否か
- ④ 特定の特許、実用新案登録、意匠登録または商標登録（防

護標章登録を含む）について無効事由があるか否か

センター判定においては、申立人は、(a)申立人が提出した主張・証拠資料に基づき判定人が判断する単独判定、または(b)申立人および申立人が指定した被申立人（一般的には潜在的に紛争の相手方となる者）がそれぞれ提出した主張・証拠資料に基づいて判定人が判断する双方判定を選択できます。

類似する制度として、特許庁が先述①～③と同様の内容について公的な見解を表明する判定制度があります（特許法第71条等）。しかし、この特許庁の判定制度では、④の特許等の無効事由の判断はなされませんし、また、原則として(a)の申立人単独での判定は利用できません。

さらに、判定書の内容は、特許庁が発行する公報に掲載されます。したがって、特許庁の公的な見解を秘密裏に知ることができず、かつ無効事由の有無は不明のままです。

センター判定の典型的な活用場面としては、日本知的財産仲裁センターにおいて相手方に知

られることなく単独判定を得た上で、それが自己に有利なものであれば、将来の調停、仲裁、訴訟において証拠として提出できますし、自己に不利なものであれば、戦略を練り直す契機にできます。

センター判定は、単独判定の場合は申し立ての受理から3カ月以内、双方判定の場合は被申立人が答弁書を提出した日から4カ月以内に手続きを終了することが目標とされています。また費用は、原則として、単独判定の場合は、申立手数料が30万円、口頭審理期日手数料が10万円、双方判定の場合は、申立手数料が40万円、対抗無効判定申立手数料が20万円、口頭審理期日手数料が10万円です。

6. 同センターにおける相談

日本知的財産仲裁センターでは、知的財産に関する相談業務も行っていて、調停、仲裁の事前相談や、知的財産に係る業務や紛争等について相談することができます。相談料は、相談員が1名の場合は1時間当たり1万円と、比較的低額です。

